



焼却施設、資源化施設

「新清掃施設」(仮称) について

建設候補地を募集します。

前橋市、桐生市、伊勢崎市、みどり市、玉村町の4市1町では、将来的な人口の減少やごみの減量化などの社会情勢の変化が予想される中、廃棄物を安定的かつ効率的に処理することが重要であると考え、4市1町による新たな清掃施設の建設について検討を進めています。

ごみの焼却や、リサイクルを行う清掃施設は、私たちの生活に必要な不可欠なものであり、その建設には、市民の皆様のご理解とご協力が必要です。

施設を建設する候補地の選定に当たっては、様々な視点に基づいた検討を行いますが、その手法の1つとして、候補地の公募を実施することといたしました。

皆様のご理解のもと、自治会、市民、法人の方からの応募について募集いたします。

1 応募について

裏面をご覧ください。

2 計画している新清掃施設

- ・ 焼却施設 敷地面積 約 2 ha
- ・ 資源化施設 敷地面積 約 2 ha

既存施設 (例)



焼却：六供清掃工場



資源化：荻窪清掃工場

3 地域振興について

建設候補地周辺の地域振興事業について、ご意見をお聞かせください。

(他市の事例)

集会所の整備、道路整備、公園整備、その他 (地元からの要望等)

4 施設見学等について



建設候補地の応募の検討に当たり、焼却施設又は資源化施設の施設見学や、説明等のご希望がありましたら、ごみ政策課までご連絡ください。

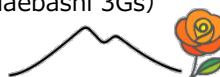
5 問合せ先

〒371-8601 前橋市大手町二丁目12番1号

前橋市役所ごみ政策課施設整備室

e-mail : gomigenryou@city.maebashi.gunma.jp

TEL : 027-898-5846 FAX : 027-223-8524



	応募案内
応募期間	令和8年9月10日（木）から令和8年12月18日（金）まで （土曜日、日曜日及び祝日等の休日除く。）
応募資格	土地所有者（個人又は法人）又は応募を希望する地区の自治会長
応募条件	以下の条件を全て満たすこと。 (1) 前橋市内の土地であること。 (2) 4市1町の人口重心から10km圏内程度であること。 （詳細は次頁記載） (3) 応募地の合計面積が1ha以上であること。 (4) 清掃施設建設用地として応募地周辺に約2haの事業用地を確保できる可能性があること。 ※応募を希望する地区の自治会長が応募する場合は、土地所有者の同意が得られていること。 ※土地所有者が応募する場合は、地元自治会の同意までは必要としませんが、地元自治会と事前協議は行ってください。
応募方法	次の書類を前橋市ごみ政策課へ持参してください。 ○応募申込書（様式第1号） 公募ホームページ →  ※応募申込書は、前橋市役所ごみ政策課窓口、支所出張所に備え付けるとともに、前橋市ホームページに掲載いたします。
選定結果の 連絡	選定結果については、応募者宛てに通知書等によりご連絡いたします。
選定方法	本公募を含む4市1町で実施する公募による応募地のほか、4市1町の区域内においてハザードマップ等を考慮し抽出した候補地の中から選定を行います。 なお、選定に当たっては、学識経験者を含む「ごみ処理広域化適地検討委員会」の意見を踏まえながら進めます。
情報公開	応募申込書に記載された土地情報（応募地、地積、所有者人数、位置図）は、用地選定過程における検討資料として使用させていただくとともに、4市1町のホームページ等により公表することや説明会等で提供することがあります。ただし、応募者の住所、氏名、電話番号等の個人情報は原則公表いたしません。
その他	応募の際、その場所が何らかの規制区域等に指定されている場合がありますので、不明の場合には事前にお問い合わせください。

公募地区：4市1町の人口重心から10km圏内程度の地区

本庁管内の一部、上川淵地区、下川淵地区、芳賀地区の一部、桂萱地区、東地区の一部、南橘地区の一部、永明地区、城南地区、大胡地区の一部、宮城地区の一部、粕川地区の一部、富士見地区の一部

